



2016年12月13日

学生各位

法政大学法科大学院

以下の注意事項を事前に確認のうえで試験に備えてください。

## 定期試験受験上の注意事項

### 【履修登録をしていない科目の受験】

履修登録していない科目は、受験できません。誤って受験した場合、単位の認定はされません。  
過去にも未登録の科目を受験し、その結果が無効となるケースが起きています。  
試験の前に、自分が受講している科目の履修登録状況を再度確認するようにしてください。

### 【入室・着席】

試験開始前に、試験に関する諸注意や問題配布を行います。

**試験開始時刻の10分前には試験教室に入室・着席してください。**

隣の方と一列以上空けて着席してください。試験実施時に監督者から指示がある場合、指示に従ってください。

### 【筆記具の指定】

定期試験で使用できる筆記具は、**黒ボールペンもしくは黒インキの万年筆のみ**となります。

なお、フリクションボールペン(消しゴム等で消せるボールペン)の使用は、司法試験の解答時には無効になるため、定期試験でも使用は認めないこととします。

### 【参照物】

試験科目によっては、試験時に六法などの参照が可能です。

参照の可否については、掲示板の「定期試験一覧」で確認してください。

**『標準六法』とは、①判例付きではない ②書き込みのない(線引き程度は可) ③口語ではない 小型六法を指します。** (例: デイリー、コンパクト、ポケットなど)

なお、不正使用の誤解を招く六法(まぎらわしい付箋の貼り付け、書き込み等)が見受けられます。

各自でもう一度、試験時に使用する六法の確認をしてください。

### 【学生証】

試験受験時には学生証の提示が必要です。受験中は写真面を表にして机上通路側に置いてください。試験当日に忘れた場合、試験前に監督に申し出てください。

### 【不正行為(カンニング)】

大学として、不正行為に対しては厳しく対応します。

不正行為を行うと、その科目が無効になるばかりでなく、既に受験した科目を含め無効扱いになる場合もあります。

また、それ以降の試験を受験できないこともあります。

進級や修了が難しくなるばかりでなく、停学や退学といった厳しい処分を伴うことがあります。

答案用紙の持ち帰りも不正行為とみなしますので、答案は必ず提出してください。

## 【携帯電話・携帯電子端末等】

試験中に携帯電話・携帯電子端末等の電子機器類の使用を禁止し、時計や電卓の代わりに使用することも認めていません。「スマートウォッチ」は、携帯電子端末と同機能を有することから、試験での使用ができないことはもちろん、試験中に時計としての使用することもできません。

## 【遅刻した場合】

遅刻は試験開始後 20 分までしか認められません。これ以後の受験は一切できませんので注意してください。

## 【途中退室】

試験途中での退室は、原則として試験開始後 30 分を経過した時点で、監督者の指示の後に可能となります。

## 【追試・再試の実施について】

### ■追試

・2月21日(火)実施 [22日(水)(予備日)]。

・病気など不可抗力の事由で受験できなかった者を対象に行います。

・対象科目は定期試験を行った全科目です。

・追試の受験を申請する場合、欠席届(事務室にて配布)と必要書類を該当試験の終了後 1 週間以内に提出してください。

・追試の申請に際しては、定期試験を欠席した事由を証明できる第三者の書類が必要になります。

<必要書類の例>

病気の場合 : 試験当日医者にかかったことを証明できる診断書

交通機関の事故など : 試験開始時刻から 20 分以上の遅延証明書

・追試を受験して D(不合格)評価を受けた場合、再試の受験はできません。

### ■再試

・2月21日(火)実施 [22日(水)(予備日)]。

・法律基本科目群および実務基礎科目群に属する必修科目のうち、定期試験を実施した科目で D(不合格)判定を受けた科目について、再試験が行われます。

・再試の告知は、定期試験期間終了後、再試該当者の学生証番号を掲示します。

・再試該当者は、当該定期試験で受験した科目のうち、2 科目を上限として受験可能です。また、再試の受験に際しては、事前に申請が必要です。

・再試受験後の成績は C もしくは D となります。

・再試は答案開示の対象外です。

## 定期試験受験に伴う出席条件について

履修科目の採点評価の最低条件として、授業において3分の2を超える出席が必須となります(履修ガイドに記載)。

3分の1の欠席がある場合、採点評価の対象外となるため、受験資格がありません。また、当該科目の成績はE評価(不合格)となります。

## 聴講生の試験受験について

授業を聴講している学生が定期試験を受験するには、以下の手続きを済ませていることが必要です。

- ①授業の履修登録時に、聴講届を提出していること。
- ②聴講届の提出時に、「試験受験希望欄」に○印をつけていること。

聴講生用の試験問題は、上記の手続きを済ませている方の部数のみを用意します。また当日は、必ず試験監督へ受験を申し出るようにしてください。

なお、「試験受験希望欄」に○印を付けた聴講生で、試験を受験しない場合は、事務室にお知らせください。

## 定期試験解説週間について

定期試験終了後、科目の理解度向上を図るため、定期試験解説週間を設けますのでお知らせします。

### 【実施期間】

2月13日(月)～2月16日(木)

※各科目の実施日時については調整後に掲示

### 【実施科目】

法律基本科目(必修)を中心に、定期試験を行った科目。

### 【答案返却】

実施期間中に解説を行う科目については、解説に合わせて答案のコピーを配付します。

解説を欠席した場合は、答案開示期間に事務室にて配付します。

個別の返却は対応しません

## 成績発表について

成績発表は3月7日(火) 10:00から行う予定です。

開示方法(Web上で成績を確認)については、後日掲示にてお知らせします。

# 答案開示申請について

定期試験を行った科目について、答案開示申請を受け付けます。答案開示を希望する学生は、申請期間内に所定の手続きを行ってください。

## 【申請期間および開示期間(予定)】

申請期間： 1月23日(月)～ 1月27日(金)

開示期間： 2月20日(月)～ 3月17日(金) ※定期試験解説実施科目は解説時に答案を返却

## 【申請方法】

定期試験解説を行う科目：

申請は不要です。解説時に全員に答案(コピー)を配布します。

それ以外の科目：

答案開示希望者は、開示希望科目の試験答案表紙 C 票をまとめてホチキス留めし、上記申請期間内に1階エレベータホールのレポートBOXに提出してください。

## 【答案開示方法】

定期試験解説を行う科目：

解説時に答案(コピー)を配布します。

解説を欠席した場合は、答案開示期間に事務室にて配布します。個別の返却は対応しません。

それ以外の科目：

答案開示期間に申請科目の答案(コピー)を事務室にて配布します。

## 【注意事項】

定期試験答案は匿名形式のため、申請者の答案を照合してコピーする作業で多くの時間を要しています。

開示申請を行った学生は、必ず受け取りに来てください。

開示期間を過ぎた場合、受け取りに来ない答案は廃棄します。

以上